

「再審や国賠請求等において、廃棄せず保管していた捜査書類は組織的にプラスにならない」との書面を配布していた鹿児島県警の姿勢に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和六年六月十四日

提出者 長妻 昭

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

「再審や国賠請求等において、廃棄せず保管していた捜査書類は組織的にプラスにならない」との書面を配布していた鹿児島県警の姿勢に関する質問主意書

鹿児島県警が二〇二三年十月に捜査員向けに配布した「刑事企画課だより」の中で、「再審や国賠請求等において、廃棄せず保管していた捜査書類やその写しが組織的にプラスになることはありません！！」と、特に「！！」と強調した上での記述があった、と報道された。これは事実と考えてよろしいか。

事実とすれば、この記述は何らかの法令等に反する可能性はあるのか。

事実とすれば、「組織的にプラスにならない」というのは具体的にどのような観点で組織的にプラスにならないと考えられるか。政府の見解をお示し願いたい。

事実とすれば、この記述は問題であると考えるか。どのような責任がどなたに発生しどのような処分が必要と考えるのか。

事実とすれば、この文書を受け取った捜査員等に、再審等の対策のために、早く捜査書類は

破棄しなければならない、と受け取られかねないと考える。鹿児島県警で配布されたような趣旨の文書を配布した都道府県警や警察組織、検察組織は他に存在するのか。きちんと調査して調査結果を公表の上、政府の見解をお示し願いたい。

再審等のために書類をできる限り残すのが誠意ある警察や検察の対応と考えるが、いかがか。その趣旨を警察各組織や検察各組織に文書等で徹底すべきと考えるが、いかがか。

さらに、鹿児島県警本部長の隠ぺい疑惑が報道されている。政府において、真実を明らかにすべきと考えるが、いかがか。

以上、内閣の見解を問う。

右質問する。